
監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 23 年 3 月 31 日

那覇市監査委員 慶 利光

同 宮里 善博

同 大浜 安史

同 仲松 寛

平成 22 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 22 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 22 年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

都市計画部

○ 都市計画課

都市モノレール等計画自治体協議会負担金の支出について（注意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 21 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合（18.0%）が極端に低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金（4 万円）は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、事業計画のあり方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、ご指摘のとおり収支比率の極端に低い予算執行となっています。事業としましては、モノレールのインフラ施設（軌道桁、支柱、駅舎）の長寿命化や維持修繕の検討のために有効に活用することで平成 22 年 11 月の総会場で確認していますが、委託等の調査を行うためには、まとまった金額が必要なことから収支差額分を翌年に繰りこしている状況となっています。今後は、これから開催される総会におきまして必要な調査の提案や予算の計画的な執行については負担金見直しも含めて検討を行ってまいります。

○ 市街地整備課

町界町名図の売払収入の調定について（注意事項）

市政情報センターで販売された町界町名図売り払い収入は、銀行への払い込みは終えているものの調定が行われていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項において、調定は歳入が収納されたときに直ちに行われることが原則であることから、今後は同規則を遵守し、少額でも調定漏れがないよう適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今回注意事項がありました町界町名図売り払い収入につきましては、ご指摘のとおり那覇市会計規則第 20 条第 2 項を遵守し、少額でも調定漏れがないよう収納されたときに直ちに行われるよう、適正な予算執行に努めてまいります。

○ 区画整理課

1 土地区画整理清算徴収金（滞納繰越金）未収金について（要望事項）

真嘉比古島第一地区 4,005 万 8,234 円（再審査請求 9 人 995 万 6,471 円）・壺

川 341 万 6,751 円・小禄南 70 万 8,839 円の清算徴収金については、事業不振や低所得による生活困窮等の理由や事業不満による国への再審査請求での滞納であるが、多額のため、継続的な状況確認と納付折衝を推進し、なお一層未収金徴収に努力されたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 22 年度において、徴収終了が真嘉比古島第一地区 3 件、壺川地区 1 件、小禄南地区 3 件となっており、残りの件についても文書や訪問等による納付依頼を継続的に実施するとともに、なお一層未収金の徴収に努力してまいりたいと考えます。

2 不動産鑑定評価業務委託について（要望事項）

真嘉比古島第二土地区画整理事業不動産鑑定評価業務委託は、2 業者と随意契約（1 件 93 万 4,500 円の 2 件）されている。これは中央用地対策連絡協議会が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適しないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、他府県の市町村においては随意契約を見直し、競争入札を取り入れているケースもあり、今後は他府県の状況を把握し、公平性、透明性を確保するため、競争入札の導入を検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

不動産鑑定業務については、国や他府県の動向をみると、一般競争入札を取り入れてきている状況であります。そのため、市でも同様に対応する必要があると思われませんが、保留地処分の価格は、2 社鑑定の平均値を採用しており、2 社をどの様に選定契約するのか等、問題点もあります。平成 23 年度からは、他府県の実施方法等を調査把握し一般競争入札で対応してまいりたいと考えます。

建設管理部

○ 道路建設課

モノレールカードの購入について（注意事項）

モノレールカードの 9 月末現在の保管状況を確認したところ、平成 22 年度上半期の利用額 4,090 円に対し、10 万 3,890 円の残高となっている。

平成 21 年 9 月の本庁舎移転に伴い利用額は減少傾向にあり、平成 22 年度においても減少することが予想されていたにもかかわらず、平成 22 年 1 月及び 2 月において 9 万 5,000 円分のモノレールカードを購入したことによるものである。

予算の執行にあたっては、利用実績及び利用見込み等を勘案し、適切な執行を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないよう、モノレールカード等の予算執行につきまして、利用実績及び利用見込み等を勘案し適切に執行してまいります。

○ 建築工事課

1 歳入調定について（注意事項）

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が9月末現在で調定されていない。歳入調定については、那覇市会計規則第20条第1項の規定により「その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっている。歳入調定の事由が発生した場合は、速やかに事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が遅れたことについて、今後は那覇市会計規則第20条第1項の規定に基づき、出納閉鎖終了後速やかに歳入調定を行うよう処理いたします。

2 歳出予算の計上について（指摘事項）

宇栄原市営住宅第2期建替事業（工事請負及び工事監理）に係る事業は、単年度で終了しないため、複数年度にわたる契約の締結が必要である。この場合は、予算上、全体の期間と後年度の負担額を確定させる手続きである地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として、議会の議決を得なければならない。

しかしながら、同事業における多額（24億6,086万円）の債務負担行為については、平成22年2月定例市議会に提案すべきところ、これがなされず平成22年10月臨時市議会に提案を行っている。

これは、極めて不適切な事務手続であり、業務マニュアルの再点検及び再発防止への取り組みを徹底し、今後は、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

この度、地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として議会に提案なされていなかったことについて、再発防止へ向けて課内にて次の事項に取り組んでおります。

（1）業務マニュアル総点検作業

各担当者を集めて作業チームを編成し、現在ある業務マニュアルの修正及びチェック項目等追加作業の実施。

（2）事業別予算編成会議

予算編成時のチェック項目を業務マニュアルに追加し、課長、各グループ長、事業担当者、予算担当者が出席の上で予算編成内容が適正かどうか徹底して精査を行う。

○ 公園管理室

公園使用料及び納骨堂使用料の収入調定について（注意事項）

公園使用料及び納骨堂使用料の歳入執行において、収入済額が調定済額を上回っており、差額についての調定がなされていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項で、歳入が収納されたときに直ちに調定をしなければならないとされており適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園使用料及び納骨堂使用料の収入済額が調定済額を上回り、その差額について調定がなされていないことについて、今後は、那覇市会計規則第 20 条第 2 項の規定に従い、歳入が収納されたときは、直ちに調定を行う事務処理に努めてまいります。

○ 土木管理事務所

下水道敷占用料について（注意事項）

下水道敷占用料は「地方公営企業法第 33 条第 3 項」の規定及び「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」により、下水道課にて調定を行い収納している。その中の一部である雨水敷の占用料については、土木管理事務所の雨水施設の維持管理費の財源に当てられているが、土木管理事務所の下水道敷占用料（雨水敷部分）の収入根拠が不明瞭であり根拠規定を明確にされたい。

□ 注意事項に関する処置

「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」及び「水道局統合後の雨水施設管理の事務分担」に基づき、雨水施設の維持管理業務は当事務所で行なっているため、下水道敷占用料は雨水施設の維持管理費の財源として充てられておりました。ご指摘のとおり収入根拠について明確でない部分もありますので、今後那覇市上下水道事業管理者と協議し根拠規定を設けて適正な事務処理に努めます。

消防本部

○ 指令情報課

支出負担行為について（注意事項）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、平成 22 年 6 月 29 日締結されたが、同年 10 月 15 日に、契約締結日に遡って支出負担行為をしている。

那覇市予算決算規則第 23 条別表 1 の規定により支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、同規則を遵守し適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、契約締結日に支出負担行為をしていなかったため、契約締結日に遡って支出負担行為をしています。

今後は、那覇市予算決算規則第23条別表1の規定を遵守し、事務の遅滞がないよう適正な事務処理に努めてまいります。